

自序

222661/22

熟ら々現今の世態を觀察するに朝野舉つて耳目の條約改
 正に傾注し帝國議會の準備に知らざ識らざる等閑に去
 りたるもの、如し嗚呼之れ猶ほ外部の瘡傷を癒せんと欲
 して肺腑の病を忘るゝと一般思はざるの甚しきものなり
 と謂つへし夫れ條約改正の固より神州の浮沈に關する重
 大乃事件なりと雖も議會も亦決して輕々よ看過をへきも
 のにあらざるなり況んや明年の議會の當に我大日本帝國
 議會史の叙筆となるのみならず其將來に向つて善美の先
 例を作るも禍害の備を作るも一に議員其人の如何にある
 なり果して然らば此時に際し最も適當なる議員を撰出し
 て以て國家の大事を囑托するは吾人々民の應さに日夜焦



思をへき要務にあらまや然りと雖も其適否を判るるや頗る難く其人の性行經歷を詳かにするに非らざるよりは得て望むへくもあらざるなり若しそれ傳聞の事實によりて撰舉を爲さんか時に或ハ不適當の議員を選出して悔を後世に貽せしむとせよ豈に慎まざるへけんや之れ則ち予か今回本書を編述し以て本縣下選舉者の利便に供せんと欲したる所以なり然り而して卷中間々候補者たるの意なきものを載せたりと雖も之れ後進者を獎勵するの微意に出てしのみ看官乞ふ幸に之を諒せよ

明治廿二年十月

編者識る

目録

〔第一區〕

岩佐爲春君之傳

三枝八十郎君之傳

佐藤幸則君之傳

渡邊兵吾君之傳

永田一茂君之傳



〔第二區〕

濱野昇君之傳

木村作左衛門君之傳

狩野揆一郎君之傳

小倉良則君之傳

荒川八郎君之傳

〔第三區〕

岩田藤兵衛君之傳

大順賀庸之助君之傳

山來健君之傳

〔第四區〕

片岡治躬君之傳

西村甚右衛門君之傳

玉置俐一郎君之傳

〔第五區〕

成川尙義君之傳

板倉 中君之傳

江口平兵衛君之傳

〔第六區〕

高橋喜惣治君之傳

板倉胤臣君之傳

〔第七區〕

木村理左衛門君之傳

〔第八區〕

吉田謹示君之傳

安田 勲君之傳

房総名士叢傳前編

中村尙武編述

岩佐爲春君之傳

我千葉縣創立以來 十有余年の久しき二位の椅子を占め上長官を補翼し下
 万民の福祉を増進計畫せられしもの誰ぞ問ひて岩佐爲春君其人な
 るを知るべし君の 文政十一年十二月を以て江戸本所に生る本姓の柴山氏
 天保十四年出で 岩佐氏に養われ今の千葉町の公民たり人となり温厚篤
 實にして威嚴あり 今君が維新前の事蹟を略して維新後の事蹟を擧げんに
 明治元年始め箱館府附屬の御雇となり後ち職を小菅縣に奉じ幾ならむ
 して任を印旛縣に轉し同六年木更津印旛兩縣を合して千葉縣を設置さる
 一や君又轉して其權參事となり參事の稱廢せらるゝに當り本縣少書記官
 となり次で大書記官に榮進し同十九年地方官々制の改正に際し書記官に
 任し第二部長を命せられ同廿二年二月増俸の恩命を忝ふし四月遂に辭職
 せり君齡已に六十を過ぎたるを以て剝頭し其廳中にありしところを見る

に恰かも泰西の政治家に髣髴たりき君任にあり能く事務を勵み慰勞金銀帛等を下賜されたと數回就中行政の事務の君か最も堪能なるところにして本縣の治績蓋し君か方案に基きしもの趣からま焉之れ朝廷の君に酬ゆるに勳六等正六位を以てし其骸骨を乞ふて掛冠するや下民か赤子の慈母に離るゝが如く書に慰勞會に追慕の意を表せざる者なき所以なり古語に曰く功成り名遂けて身を退く人の道なりと是れ君の謂ひか

三枝八十郎君之傳

君の先の甲州武田家の族本姓の辻二男條右衛門三枝を氏とそ武田勝頼滅亡後男十右衛門慶長中千葉郡野田原を開墾し農を以て業とせり十右衛門男を八十郎と稱そ其子孫十右衛門或の八十郎と稱し世々里正を勤め土地の名族たり君の乃ち其第十一世なりとそ人となり温順にして着實なり君幼時漢籍を鶴谷鹿門より受け長そるに及んで月岡一郎の門に入り劍道を學ぶ此を以て博く漢學に通じ劍道を能くそ而して元治元年領主出羽守より苗字帯刀を許され次で里正を命せられたるを始めとし茲に公務に身を

委ね數十の星霜を経ぬ其間區町村吏員の名稱區畫等に變更ありたること幾回なるを知らそと雖とも或の戸長頭取となり或の區長となり或の學區取締となり或の第十一大區二小區の戸長となり或の縣會議員となる而して此縣會議員の君か最も長く勤めたる職にして明治十四年二月郡民に推されて其任に當り茲に改選に遇ふこと三回常に其撰を全ふせり之れ必竟君か官に仕へての能く職務に勵精し以て其事務を擧げ代議士となりて議場に出るや黙止するを以て今の所謂壯士輩をして皮相上より君を評價せしめ左程價值を附せざるへしと雖とも温厚卓識の着實家をして君を評せしめ必そ云のん虚心平氣正理の論議を賛し隱然房總派の議員を助け其説を通過せしめ縣下を裨益する其効少からざるなりと實に同地撰擧者に伯樂の明あるもの多しと謂つへし若し夫れ此撰擧區にして此伯樂なくんの君も亦碌々として一生を終へんのみ奚ぞ縣治の重荷を負ふて吾人に示し賞嘆せしむること能はざるへけんや之を要するに人の意思を表白するに明暗二者の方法あり君の則ち暗の方法を取るものならんか豈に心に

慮なく口に任せて發言し民心を買ひんと欲する卑屈議員と日を同ふして語るべきの人あらんや

佐藤幸則君之傳

上の下を愛する赤子の如く下の上を視る父母の如しといふ君と千葉市原二郡の人民間に當嵌とへき語なるか君の元靜岡の藩士にして幼名を庚十郎と云ひ天保元年十一月二十六日甲府に生る而して千葉町にある籍の後ちに移したるなり人となり堅確不拔の氣象を有し聰明にして事務に練達せり蓋し君の經歷たるや頗る多く其仕官したる職名を悉く網羅するの管に益なきのみならず繁雜に涉るの嫌ひあるを以て郡長となりし時またの顯著なる功績にのみ留め置んとす抑も君の鎮撫府に甲斐府に甲府縣に木更津縣に千葉縣に仕へたりしか往くところとして昇等の思命を辱ふし職務は精勤して慰勞金を賜はらさることなしと雖とも最も君が功績ありたる甲府縣に大屬奉職中明治三年庚午正月八日左の賞狀に添へ金若干を賜はりたることなりき

其出衙附の義の壹万三千の戸數六万有餘の人員深山幽谷多くして村落散處自ら事情も難通人心不折合の民俗殊に昨秋違作種々紛乱の義も有之處全く局中和熟下方教示向行届候よりして聊騒擾け間舗義も無之治績顯はれ候段一段の事に候依之別格の譯を以て目錄之通被下之猶此上精々勉勵可致候事

是によりて之れを見れり當時維新日尙は淺く動もそれの人心搔擾するの時に方り此恩典を受けたるの君にして治者たるの才能を有するにあらんば能いさるところなり矧んや君の千葉市原郡長となりしは明治十一年にして今や經驗に富み事務に慣る政清く吏肅しみ風化大に行はるゝ宜かりと謂つへし又常に縣治の樞機に參し其勳功少なからず故に朝廷君を遇する甚だ厚く屬榮進したるのみならず到へ位從七位を授けらる豈に人臣の榮ならんや

渡邊兵吾君之傳

君の嘉永五年十一月廿四日を以て市原郡加茂村に生る天資敏捷幼より能

く物理に通ず父の志を承け殖産に従事と人となり好んで政務を談し年十
八撰りて里正となり幾くさらして又た第五大區六小區加茂村兼宮原
村戸長とある時恰も地租改正に際し事務多端なりしが日夜精を勵まし區
内に超越して之か整頓を告たり明治九年第五大區の區會を設けらるゝや
君議員となり議場に於て適切の論議を爲し之れより郡中才畧を以て稱せ
らるゝに至れり君事に當り屈撓せず又部下を指揮して其任と盡さしむ又
知らそや世人の君か第五大區六小區の會議を起し村惣代を召集して議員
となし自から之れか議長となり以て區内の政治を議したるを是即ち明
治十一年六月の事にして市原郡町村會の創始なり君の代議制度を尊ひ眞
の民權家たること此一事を以ても想見するを得へし同十二月區畫の稱廢
せられ各聯合町村は戸長を置かるゝや君撰りて養老村高瀧村戸長とな
り戸長會議に於ての同僚の推すところとなり議長の椅子を占め能く議場
を整理せり明治十三年千葉市原郡より縣會議員に撰りて翌年二月一郡
撰舉に更まるや君亦市原郡より撰りて縣會議員となり爾來再三改撰に

遇ふと雖とも常に其任を襲へり此他勸業諮問會々員となり所得稅調査委
員となり縣會の常置委員となり縣徴兵參事員となれり古語に曰く一事を
以て万事を知ると宜なるかな此言や君の官海に立つや職に勵み昇等増俸
の恩命を受くるや數回民間に下つて代議士となるや正理を賛し民福と謀
る若し夫れ然らずして此競争場裡に立つて勝を制し人の上流に位するを
得んや實に君の如きの第一區の名士なりと謂つへし

永田一茂君之傳

猫も酌子も榮譽利達を求むるの今日に於て他縣より歸化し來りて縣會議
員となるの尋常人の能はさるところなり其之れを能くしたるもの誰れと
かなど永田一茂君其人なりとそ予の君の確固たる思想を有するや否やの
讀者の認定に任すと雖とも材智に富み交際社會の大王と稱せらるゝに至
りて予の斷して保証するところなり君の相州小田原の産にして嘉永六
年九月に生れ幼名を武之助と云ひ夙に材學を以て郷黨に稱せらる明治七
年足柄縣々費を以て洋學生二名を東京へ留學せしむるに會ひ君撰りて

其一人に加ひり三田の慶應義塾に入り螢雪の勞空しからそして後ち政治家の列に加ひり一個の新聞記者となれり之れより先き君の塾を出るや始め文部直轄長崎師範學校教員となり懇に學生を教訓して怠りなく著しき學術の進歩を爲さしめたり明治十一年同校廢やらるゝや歸京して文部直轄東京師範學校の職員となり勤務二年余にして職を辭せり故に職を長崎に東京に務めし時數度褒賞を受けたりと之れより君新聞記者となり三重日報に伊勢新聞に主筆として聘せられ大ひに文壇上に立ちて民權を主張し就中彼の北海道開拓地拂下事件を論せし時の如きゆ遂に忌憚に觸れ發行停止を命せられたり又傍ら縣會議員又の豪商農と謀り三重商法會議所を組織し或の地方稅中營業稅雜種稅の改良案を調査し實地に之れを施行せしめ同地を裨益したること少からざりしと十六年伊勢新聞社を辭し千葉町に來りて本縣の公布式たる千葉新報社に入り主筆たりしか廢刊の近きに及んで同社を辭し今の所謂東海派に加ひり兩板倉氏等と共に運動を試み一方に於て私立千葉教育會の常置委員又の房總會の幹事商議員等の撰に當り

本縣の福利を計畫し人望を博し十九年千葉郡より縣會議員に撰られたり然れども當時疾病なりしを以て當選を辭したりしに再び廿一年其選に當り縣會創始より未だ曾てあらざる喧然たる議場に望み大ひに雄辨を振られたり同年君同志と自由主義の東海新報を發兌し房總派に抵抗し或の自から資を投して私立千葉普通學校を設立し人才を陶冶するに力めり本年亦千葉市原兩郡の徵兵參事員に擧げられ今や君の名聲縣下に鳴る若し夫れ君にして益志氣を鼓舞し之れに君が天賦の材を加へられたらんに皇國の代議士たると決して難きよあらざるべし

濱野昇君之傳

君の安政元年十月廿八日を以て印旛郡佐倉宮小路町に生る父と了元と云ひ佐倉藩主堀田侯の侍醫たり君の七代の先に濱野了元なるものあり世々浮浪の身なりしが元録年間羽州山形の城主たりし堀田家に醫を以て仕へ遂に代々侍醫となり其子了元なるもの堀田家佐倉へ轉城の時隨從して來れるなり今君が今日まで經歷せし事蹟を叙述せんに君の始め藩校に入り

和漢學を修め醫學積豊徳の教を受け十三才にして醫門に入り十六才にして佐藤尙中翁か大學より博士として任せらるゝに遇ひ隨行し初めて東都に出づ翌明治三年今の醫科大學に入りフンク、ハクナル、コウフヒース等を始め其他數十名の教授に就き醫學の蘊奥を極め螢雪の効七年にして卒業せられ明治二十年九月廿七日帝國大學總長より醫學士の學位を授與せらる以上の君か學術上の來歴なるが顧みて社會に對する成績如何と尋ぬるに其勳功少なからず何を以て勳功少なからずと云ふや曰く明治十年一月一日陸軍々醫副と以て朝に入り一身と犠牲に供して同年三月鹿兒嶋逆徒征討の際征討軍團病院附となり熊本大分鹿兒嶋等の諸縣下に至り所々を賤涉し治療に盡力し又の鹿兒嶋醫學校長奉職中教授其宜しきを得大ひに生徒の學術を進歩せしめたるが如き又の毒蛇波武取調の爲め琉球全嶋及び大嶋全嶋を漫遊し歸路毒蛇數頭を携帶し其有毒原因を取調へ世に報告したるが如き之れなり又知らずや君が野に下りて社會に利益を與へたるを何んぞや私立濟生病院を設立し又の千葉縣開業醫を團結して千葉縣

聯合醫會を編成し或の無謝儀にして種痘を施術したるか如き之れなり君の行爲夫れ斯の如し故を以て君の朝にゐるや位從七位を忝ふし慰勞金を賜はると數回なり野にゐるや大に衆望を攬り明治二十年三月郡部醫會副會頭に撰舉せられ同年五月印旛郡より縣會議員に撰拔せられ同六月千葉縣醫會々頭に撰はれ同廿一年三月縣會議員に再撰され同年五月再び千葉縣醫會々頭に舉げられ同廿二年四月市町村制實施に際し推擢せられて佐倉町會議員とありたるが如き一斑を見ても其全豹を推知するを得へし要するに人心のかくも君に歸依したる所以のもの他なし君が醫師たるの故にあらざして剛直あると能く其任を盡したるにゐるなり焉若し夫れ君にして此美德と失はざらん第二區より東海派の候補者となり議場に出で以て雄辨を奮ひなば醫學士の稱號と並立して政治家たるの名稱を天下に顯揚する敢て難きにあらざるべきか

木村作左衛門君之傳

君ハ弘化二年二月廿五日を以て東葛飾郡名戸ヶ谷村に生る其人となりや

沈着にして物道徳に流れ活潑急進の氣衆に乏しと雖とも事に當るや勇氣
 凛々として勃興し屈撓をることなし君業の農にして長沼流の兵學に詳し
 抑も君か政治社會に頭角を顯したるは明治五年九月にして第一大區八
 小區の戸長に印旛縣より任せられたるを始として示後屢地方行政區畫等
 に變更ありしと雖も或の育兒取締役となり或の戸長となり或の提防取締
 役となり或の縣會議員となり職を離れたることなく現に縣會議員村會議
 員所得稅調査委員郡徵兵參事員の四任を帶ふ今已往に溯りて君か戸長と
 縣會議員の在職年間を査ふるに戸長七ヶ年縣會議員十一ヶ年を務む故に
 經驗に富み實務に當り其行ふところを見れば乃ち政治家たるの如く縣會議場
 に於て其論辨をるところを聞けば乃ち政治學者たるかと吾人をして疑ひ
 しむ諺に曰く經驗の即ち學問なりと豈に宜ならむや然り而して君の政治
 上漸進主義と採り我縣會に於ては房總派の一人として錚々たるものなり
 實に君の如きの情實により人に黨をるものにあらずして主義に黨をるも
 のなりと謂つへし嗚呼君の沈着家にして此經驗あり誰れか君に永く地方

政治に參與せられんことを望まざるものあらんや君よ益愛國の志氣を發
 育し益名望を高めよ

狩野揆一郎君之傳

君名の順字の天佑尙堂と號を通稱揆一郎印旛郡山田村の人なり町村の分
 合に依り今ま六合村と稱す祖先累代印旛湖畔に住し豪農を以て聞ゆ傍ら
 清酒醸造業を營み家名を世々八兵衛と稱す先人より數代の祖皆讀書を好
 み幕府政を専らにし文學の世用を爲さる天保弘化の頃先人兄弟の如き
 數人相ひ携手して都下に遊學し或の昇平學校に入り或の諸大家の門を叩
 きたりしが之れ當時稀れに見るところなり君嘉永三年五月を以て生る不
 幸幼にして父を喪ひ母の手に養はる稍長するに及んで笈を佐倉に負ひ島
 田翁を師とし後ち東京に遊んで安井海保等の門に入り漢籍を修む其間屢
 家難に遭遇し家政大に紛乱せり明治四年廢藩置縣の擧あるや印旛縣の所
 管となり里正を命せらる明治六年時の縣令柴原氏各府縣に先たつて各大
 區より代議人を召集して縣政を議するの美擧あるや區民の推すところと

なり代議人選舉人となれり同年十月學區取締に擧げられ西印旆相馬の二郡を管轄するや管に學事を督責獎勵したるのみならず學事の振起せざるを憂ひ屢々書を縣廳へ裁して以て獎勵法を請求し或ひ自ら其方法を具陳し區内の學事頗る緒に就きたりしか君若年銳氣違俗の風あり區戸長と意見を異にとると毎に多し之れに加ふるに家政益紛亂し殆んと拾収せへからざるに至りしを以て大ひに感激し自ら家政を料理して數棟の大廈を破却し明治八年秋冬の交家を擧げて東京駿河臺に移住を聞くもの皆其果斷に驚愕し交親あるもの來りて之を止むるもの前後幾十人なるを知らざ又其家屋を破却せんとするや常に出入とるところの職工も一驚を喫して手を下さざ然りと雖とも君の意一たび決て復た回とへからず遂に之を決行せし九年四月内務省に出任し圖書局又ひ戶籍局の事務に従事し傍ら四方の士に交り學者政治家と往來し大ひに益とるところあり明治十三年内務省を辭し職を本縣に奉し庶務學務の事務を執掌し尋て長官局書記を兼ね蓋し書記の常務たる諸課の廻議を調査するの任を帯ひたるものなり殊に君

の内務省より轉任せしを以て縣政に付屢々縣令に建議し參考に供せしと少からざ十五年に至り果進して六等屬となり記録課長たり當時記録の常務極めて錯雜せるを以て特に此命ありしと云ふ君茲に於て乎部下を奮勵し縣史の事務及公文編纂の業を整理し又縣治統計表を編輯し之れを本縣統計表を完製せし矯失とす君の本縣に出仕するに方りてや時の縣令船越氏に陳述して曰く予ひ印旆湖畔に二頃の田あり薄さか其口を糊するに足るものなれば若し命を傳へらるゝあれば何時なりと雖ども直ちに職を辭せべしと故を以て君の職を本縣に奉するや自ら考ふるところあれば毫も憚からずして上言を船越氏も大ひに容るゝところあり又俗吏の輩に傲ひ僚友に阿らざ屹然立て人權平等の主義を執る其間骸骨を乞ふこと數回に及ひたりしも許されざりしが明治十五年八月遂に冠を掛け郷里に歸り幾許あらざして印旆下埴生南相馬三郡町村聯合會を開設するゝに會ひ選ばれて議員となれり翌十六年十月縣會議員に擧げられ常置委員地方衛生會員第一高等中學校經費議定委員縣徵兵參事員等に互選せられ又常に村

會議員或は堤防組合調査委員所得稅調査委員等に選舉せられたり君頃日我政治社會に大同派の陸梁を極むるを惡み且つ政治上の前途に就て憂ふる所あり熱心以て各地に巡遊し大ひに政治上に力を盡したり君稟性正直温厚にして朋友に親わり遠近に德望あり名聲日に高く去月東京新富座に於て催せし全國有志懇親會の時の如きの會員の協議に依り推されて東京千葉茨城栃木群馬埼玉神奈川一府六縣の遊說委員と爲れり洵に君の前途多望なりと謂ふべし

小倉良則君之傳

君の嘉永元年九月十七日を以て下埴生郡久住村に生る幼時學を武本右京より受く長そるに及んで武道を好み舊嶋原藩中村某に従ひ後ち東京に出て渡邊某の門に入り劍道を修め武者修行として明治五年に至るまで東西に周歴し歸郷の後ち道場を建て専ら此道を奨勵し當時尙武の俗人民の思想より尙ほ未だ脱離せざるを以て地方争ふて氏の門に入り集まるもの五十名余然れども君の敏捷なる早くも世の變遷を察知し斷然腕力主義を廢

して再び東都に遊び智言校に入り學問を始む時恰も明治九年なりき此年政府地租改正の命を下し土地を測量せしむ然れども村吏未だ曾て此事務に孰掌したることなきを以て君に歸郷し地圖を調整せんと懇請するもの瀕々たり君思へらく我一身の利益を計らんと欲せし社會の不利なり社會の利益を計らんと欲せし一身の不利なり之れを如何せんと暫く躊躇して決せざりしか君か公共心に富めるの腦漿の遂に私利を擲つて公利を肯諾せしむ君郷に歸るや直ちに測量に従事し一測に地圖を調整し其完成するや其年亦依田黨に就き法律を修めんとして出京せしも就學幾ならずして師を失ひ更に方向を轉して今井芳洲に従ひ漢學韻學等を修め明治十五年歸省し翌年縣會議員に擧げられ今尙ほ其職に居れり又同年智力の養成場たる北総英漢義塾を設立し之れか維持に資産を傾け全力を盡して智育の發達を圖らる然り豈に争でか善良なる結果を奏せざらんや則ち創立以來入塾したるもの四百餘名に垂んとし而して第一高等中學校を始め其他諸専門學校へ入校したるもの四十名余もありしと云ふ噫君か今日の社會

腕力の戦闘場裡にあらそして智力の戦闘場裡たり腕力者を利用するの日にあらそして智力者を利用するの時なるを業已に察知したるの感するに餘りあり若し夫れ此校の薰陶を受けたる學生にして他日社會に立て君と主義目的を同ふせの龍の雲を得たる如く彌政治社會に活潑なる運動を演ずる火を見るよりも明なり實に君の如きの當世の奇才士なるかな

荒川八郎君之傳

文あるもの武なく武あるもの文なしとの之れ一の確言たるか如しと雖も君の則ち此例外なりとぞ抑も君の荒川八右衛門の男にして人となり胆勇あり少年の頃より武道を好み夙に江戸神田於玉池北辰一刀流千葉道三郎の門に入り劍道を修む時維新後前に際し天下大に乱れ人心の鼎沸するや或の房総三州鎮撫方信田歌之助に従ひ或の肥後藩に附隨し鎮撫に身命を供したるとありしが幾くもなくして平定せり故を以て特に記述するの功績なしと雖とも其忠君愛國の志推して知るべきのみ然り而して又文道に達し廿二三才の頃より名主役を勤め明治四年副戸長となり戸籍取調に従

事し同九年第十二大區地租改正總代人となり郡區の改正あるや轉して東葛飾郡地租改正惣代人を勤め監督其宜しきを得事務進捗して官民に利便を與へたること少なからと十五年東葛飾郡より縣會議員に擧げられ後ち再び其撰に當り現に在任せり其議場に於けるや着實の議論を主張賛可し房總派中屈指の名士にして又た本年五月郡徴兵參事員に擧げられたり君の如き夫れ之れを稱して文武兩道の達人と云ふべきか

岩田藤兵衛君之傳

君の天保八年正月を以て香取郡石出村に生る家代々醬油醸造の業を營み土地の豪農たり君學を藤田東湖大槻磐溪等より受け劍道を水戸藩士金子健治郎より受く故に詩文に長し劍道を能くせり人と爲り質朴にして義氣に富み公共の爲め資財を吝まら義捐して銀盃木盃賞狀等の賞典を賜りたりと幾回なるを知らず今君か今日まで經歷したる所を述へんに議政者となるや虚心平氣以て發案を論議し理ありと信それの之れを主張賛可し理なしと信それの乃ち之れを排斥し情實によりて説を曲くるか如きと之

れなきなり之れ即ち君の第十五區より代議人に擧げられたる以來香取郡の人民が君を三度縣會議員に撰び所得稅調查委員に擧げしを見ても明かなるへし又君の施政者となるや民に接する甚だ懇ろにして部下に侍るや傲ぶらそ以て能く其職に勵み經費を輕ふせり之れ即ち宮谷縣より莊屋兼組頭に任せられたる以來或の戸長或の學區取締に擧げられ近くの村長に推されたる所以なり然り而して君の獨り官民に信あるのみならず同僚に信ありて縣會に於ての常置委員兼徵兵參事員たり回顧されし君の政海に身を投したりしに莊屋兼組頭に明治二年命せられたるが始めにして今や二十の星霜を経ぬ此間一日と雖も職に離れたることなく出て、の縣下の福利を計り入りての村内の福利を計り其職務に盡すと猶ほ恰かも自家の福利を計らるゝか如し故を以て撰擧の時の如き、常に勞せしめて勝を制せり實に今日の顔役より見れ、の第三區の衆議院議員の撰任も來年又免るゝを得ざるかと信するなり今君が賦せしところの一詩を得たれ、の左に録とべし

步茶園偶得

會關榛荆事癡耕。靈芽春暖似旗槍。滿園香氣薰人好。不負南方嘉木各。

大須賀庸之助君之傳

君名の庸之助六軒と號と嘉永三年十一月十四日香取郡磯山村に生る幼時家訓を受け能く書を読み年十四才にして讀書を村の子弟に授く又父に代りて名主の職を理と已に去て嘆して曰く此僻土に住し家督を襲ふも村長たるに過ぎそ我村の先輩家を辭して事業を爲すもの熱田翁あり技を以て名あるもの山來小倉あり我豈に之れの下流となりて一生を終へんやと決然奮起し父に良師に就ひて學んことを乞ふ再三然れとも其意を達する能はず年十七始めて並木栗水の門に入り從學未だ幾ならず家事の故を以て去る明治三年八月友人久保木祐之助氏と約し共に手を携へ東京に至り大學校に入らんとせしも校規其志願を許さず茲に於て諸家の門を叩き其意見を問ひ居る數月郷里會々事あり家人頻りに歸を促す遂に志を果さずして歸る同六年新治縣の試に對し家塾を開く同八年三月父に代りて戸長

となる新治縣廢せられ千葉縣に屬するや第十四大區副戸長となり第十四大區々會議員となり同年十月第十四大區地租改正惣代人となり同十一年十月本縣縣會を開くに方り第十四大區豫備代議人に撰られ同十一年一月縣會議員に擧げられ同年十一月本縣十等屬に任せられ庶務課記録掛となる時に友人皆其微官に就くを論じ君曰く僥倖にして榮官を求むるの我が欲せざるところ假令今微官となるも乞ふ他日を見よ吾豈に永く此地位に止まらんやと果して其言の如く數年を出てとして七等屬に任せられ累進して香取郡長となる明治十九年七月政府地方官々制を改むるに當りても依然君を以て香取郡長に任したり夫れ君の赴任以來今や殆んど九年に垂んと然れとも益職を勵み能く民を撫と民も又君の徳を慕ひ其間漆膠も管ならそ即ち郡廳舎の新築に以て之れを証明するの一なるべきか今君か偉績の一二を列擧せんに下利根川提防改修工事の累年の水害を驅逐し電信分局の設置の獨り商業社會を裨益したるのみならず公私の通信を便にそ政府に迫り小御門神社を官弊社に列し故伊能忠敬氏に贈位の恩典あら

しめたるの人民に愛國心を勃興せしめ不忠不義の徒を化して忠臣義士たらしむるものなり又君の職務に勉勵し或の資を公共の費に投し賞金木盃等を賜はりたること十有四回同十九年十一月遂に正八位に叙せられたり君の人となりや英敏にして夙に才名あり常に交際を重んじ信義を専らとそ人を訓戒し誘導するに方を以てし事に臨み斷行果決尤も力を地方に效し事業を起し公衆の便益を謀るを以て自ら任と性至孝常に云ふ孝道を終らそんの一身の利達を圖らそと實に近世其比と見ざる人なりと謂つへし

山來健君之傳

君の安政六年三月香取郡結佐村に生る人となり活潑にして好んで政事を談そ常に正義を執り自由を尊ひ年來國事に奔走虚日なし家素より豊なりと雖とも公益の爲め資産を治むるを事とせそ夙に茨城縣行方郡幸田村の人坂本謙堂なるものに從ひ漢字を修め筆札に長せり明治十三年君同志者と謀り同郷の子弟を結合し世務を研究するの目的を以て温知社を組織し推されて其社長となる之れ實に香取郡結社の嚆矢なりとそ君や能く其任

を盡したるを以て漸次勢力を増加したるのみならず土地の人士に政治思想を喚起せしめ人智を開發したること少なからざるを圖らざりき同十五年集會條例の發布に遇ひ之に抵觸して解散を命せられたりとい若し此社をして依然今日まで存在せしめんには第三區衆議院議員の如き其欲するところの者を擧ぐる決して難きにあらざるへし豈に惜むべきの至りならんや然り而して君の十六年に學務委員となり十九年に六角村外十二ヶ村の戸長に任せられ廿一年二月職を辞して同三月香取郡より三千四百余の高点を以て縣會議員に選出せられたり君の同郡に名望ある推して知るべし然れとも君天稟虛弱にして今や遺傳の肺疾に罹り運動意の如くならずと予の房総三州の爲め否な國家の爲め一日も早く平癒せられんことを祈るものなり

片岡治躬君之傳

君の匝瑳郡豊榮村の人天資温良恭謙にして率直なり好んで和歌を能くす幕政の時より里正を務む藩を廢し縣と置かるゝや第十六大區の區長に擧

げられたり當時維新となり日尙は淺かりしか故に吏員幕吏たるの弊風を蟬脱せし動もそれの人民を奴隸視したるに拘はらざる君民を遇する甚た厚く官民能く調和し事務進捗し治縣内に冠たり之れ即ち政府が大區の制を廢し郡區の制に改むるや君を擢んで、郡吏となしたる所以にして君任を受けたりと雖も數月ならずして職を辞し代議人に擧げられ次て縣會議員に選まれ今に其選に洩れざる否な只に其撰を全ふしたるのみならず副議長兼常置委員たりしか常置委員を昨臘辭して今の單に副議長たり君議場に於ての常に民利を説き正義の説を賛し間々議長席に就きたるとありしか議場の整理池田氏の右に出てりと評するものありたりき夫れ君の獨り政治上に熱心なるのみならず又殖産に熱心にして十年以前より茶業に養蠶業に心を傾け自ら製絲器械場を建設して糸を製し或は群馬埼玉長野の諸縣下を跋渉して桑苗を携帶し又の養蠶飼育の方法を習ひ土地に之れを奨勵して富源を増加し今日匝瑳郡の近傍に行くと處として桑圃を見るに至らしめたるもの君の賜なりと頃日八日市場郡衙出張所の廢せら

るゝに遭ひ諸届出願等に片道八里有余ある銚港の郡衙まで行くことゝなるや人民大ひに不便を感じ匝瑳郡の一面擧つて郡衙分離の説を主張し所々に會して相談するや君齊藤高野高科外一二の諸氏と推されて其委員に當り専ら東奔西走郡民の興望を貫徹することに盡力せり然り而して君常に穩從なりと雖も事に當るや勇氣凜々として起り進んで退くことを知らざるの風あり噫君の行爲夫れ斯の如し故を以て名譽人望期せしめて扱攬し或人をして予に本縣下衆議院議員候補者中十中の九分九厘まで中たるものゝ第四區着實派諸士の候補者たる君なりと云ひしめたり蓋し君も亦名望家なるかな

西村甚右衛門君之傳

君の海上郡成田村の産にして商を以て業とす嘗て海匝二郡に區長たりし故西村醇治氏の男たり君幼にして卓犖不羈神童の名あり少時笈を鹿嶋の碩儒吉川先生の門に負ひ同窓中嶄然頭角を露し獨り同輩に推されて奇方士と稱せられたるのみならず先生も亦た殊に其倜儻奇偉の風を賞せり君

夙に歐米の文物を慕ひ自ら社會の先覺者たらんとを期を因て俗名を魁三と改む明治二三年の比ひ攘夷の遺風未だ全く脱せざる時に際し已に身に洋服を着け顔に鬚髯を蓄ひ馬に鞭ち意氣揚々然として地方を往來を里人君を綽して異人と呼ぶ然れとも君の此稱呼に甘んじ毫も心に介せざるものゝ如し嘗て嘆して曰く地方の事業の兒戯に過ぎそ我騏足を試むる能はんと齡弱冠の頃父に秘して銚かに奥州の商畧を試み相州浦賀に至り巨舶を驅て貨物を奥州に送る路銚子洋を過く適ま颶風に遇ひ船暗礁に觸れて粉碎を時に君船中にあり天命を説て從容自苦たり幸にして身九死を出たりと雖とも事業一敗地に塗れ加ふるに父の譴責を蒙り身を寄るにどころなく諸國を流遊し或の京坂に或の崎陽に漂泊して其地の俊傑又の外人と交り肝胆を照らして時事を談論を既にして父の譴責稍々釋くるを以て歸省し其失敗を謝す時に君年僅かに二十五以て其人となりを想見そへきなり幾くもなくして縣會議員に擧げられ其期滿て再選に遇ふも應せそ其言に曰く我國の府縣會の儀式にして有名無實なり何ぞ我素志を貫徹する

を得んやと決然東京に出て醬油造家の商權久しく地に委とるを嘆し明治十四年同志者と計り東京日本橋區蠣殻町に東京醬油會社を設立し隱然東京醬油の市價を刺衝し以て地方醸造家の均一を保たしむ又傍ら海外の輸出を謀り醬油を和蘭の阿姆斯特ルダム府の博覽會に出品し金紋賞牌を領得せしハ雷に東京醬油會社の名譽のみならず實に日本帝國の光榮と云ふも敢て過言にあらざるへし聞か如くんハ日本醬油をして泰西の土に散見とるに至らしめたるも君の力多きに居ると亦近頃同志者と謀り東京乗合馬車會社を設立し圓太郎馬車の弊風を矯正し帝都の光景を添へたるか如き皆な君の効なりとす實に君の如きハ行爲磊落度量岩々矧んや世故に練れ經驗に富み一身の小事に齷齪たらざる着々社會の事業を以て自ら任とるに於てをや而して其主義を問へハ自由を愛し權利を重んじ弱を援け強を折る常に尾崎行雄犬養毅藤田茂吉等の諸氏と相姓來せり依之觀之君も又海匠名士の一人たる明にして土地の有志者か君を第四區の衆議院議院候補者に推し君の傳記を冊子に編して配布したるハ故なきにあらざるなり

玉置例一郎君之傳

君ハ嘉永五年正月二日を以て海上郡旭町に生る家世々農を業とと人となり活潑にして思考力に富み客氣の質を帶ふ幼時學を厭ひ村閭の塾に入るハと雖も途上に遊戯を試み偽りて家に歸ること屢なり十八才の時父復數學を勸む君之れより學問の志を生し勤めて之れを學ぶ一年余にして天元点竄の術に通す後ち師を換へ測量綴術等の學を修む然れとも君讀書の力なきを以て問題を解釋とるに苦しむ此を以て自ら奮て廿一才の春成田學校に入り日本外史より素讀と然れとも苦學怠たらざりしかば忽ち著しき進歩を爲せり明治七年測量司の試生となり數理を研究せしハ故あり同司を辭し歸郷と明治十年巡査の募集に應し登第し勤務數月にして職を辭せり翌十一年茨城縣虎列刺病流行し特に巡査を募るや君復た之れに應し晝夜を分たせ以て此扑滅に盡力し患者を取扱ふ數百人大ひに其功を奏し同縣より賞與を受け該病の消滅と共に辭職と明治十二年小學教員の五等訓導を拜命し次て高等科の免狀を得君教育の職に方り能く其任を盡せしを

以て數年ならそきて君か門下より出て教員軍曹又の少尉となりしもの數十人なりしとそ蓋し此功たる決して巡査の績と日と同ふして語るべきにあらざるなり然れとも君此小成に安んせと明治十七年決然故山を辞して東京に遊び東京法學校又の明治法律學校に入り十九年初めて公証人の登用試験を受け之れに及第し錦衣郷里に歸る時恰かも本縣村圖改正の際なるを以て測量傳習の社を設け他に比敵なき精確の測量法を教授し大ひに世を裨益せり其後遂に選りて縣會議員となる聞くと君の政治上自由主義を愛せると同地東海派の君を推して第四區の衆議院議員候補者と爲すの實に宜なりと謂つへし

成川尙義君之傳

君の山邊郡白幡村故伊志田治平翁の次男にして幼名を禎三郎と稱し靜岡縣書記官伊志田友方氏の弟なり長とるに及んで成川家に養はれ後ち名を尙義と改む人となり英邁剛毅幼にして岐嶷常て庭園を掃除とるにあたり嘆して曰く嗚呼天下の掃除の我れ甚た之れを好めりと雖も庭園の掃除の

如きの實に之を好まざるなりと又た兒たりし時少年相集まりて戰狀を擬とるに方り年長者の腕力や、強きもの一方に聚合し年少く力弱く思慮未だ強弱の勢ひを辨とる能はざるもの残りて亦一方にあり年長隊に己に帥を立て形勢大ひに振ふ然るに年少隊の智も未だ進まざり力も又弱劣皆爲と所を知らず唯眼を瞠るのみ此時に臨み君亦年少中にあり年長者の所爲を小とし自ら振つて年少隊を指揮部署し且年長隊の勇を負み侵來せんとを度り預め伏を設けて之を待つ年長隊果して驀然侵撃すると疾風の如く年少隊忽ち敗して退く年長隊の追尾とること極めて急なりこゝに於て伏兵鯨波をあげて年長隊の後を塞ぐ之を視て敗軍亦旗を回して夾み撃ち遂に大勝を得たり又父の爲め數十里外に使して任侠に對し事を論して敢て父命を辱めと學を叔母の家に寓し碩儒藤代肥遁氏に受く師殊に君の非凡なるを愛し鋸かに筆墨を匣底に置きたること少なからざりしと叔母の家油商たり君亦與りて計常に當る而して之を擔販とる常に書を持して且往き且讀み林を過ぐれの憩ふて之を讀み日の没とるを知らず其春秋に通し

たるも宜なるかな然り而して其養家を紹くや能く之を齊ふるに孝を以て
 その後幕府の政令冷からんとして天下擾亂し匪徒横行良民を劫掠し人心恟々
 國事多端を極むるや兄友方氏と屢々勝柳原諸氏の門に出入し幕府に其用
 ゆへきと知られ委せらるゝに房総三州鎮撫の任を以て茲に於てか信田
 歌之助池田榮亮及び兄友方の諸氏と謀り房総鎮撫の任を以て事維新の革命に跨り佐幕
 織し三州を巡回して大いに鎮撫の功を奏せしか事維新の革命に跨り佐幕
 黨視せられし故ならんか遂に嫌疑に觸れ十閱月の久しき鐵窓に呻吟せり
 始め獄に入るや俗に所謂赤鬼青鬼と稱するもの君を詰問して曰く汝ち何
 を以て獄則を犯かし羽織を着し此處に来るや君曰く此獄中に於ての紐な
 くして羽織と稱するや娑婆に於ての紐ありてこそ始めて羽織と稱するな
 れ予の其言あるを知り已に解き棄て來れり然れとも猶ほ羽織と稱するや
 と抗辨し牢名主をして其剛毅なるを感せしめ大いに優待を受けたりしと
 ぞ之れ蓋し當時獄中に於ての囚人に羽織を着るを許さざればなり明治
 二年正月出獄するや直ちに下総縣權監察に擧げらる會ま治下不作に際し

某地十三ヶ村の人民豪農に金穀を借らんと逼りしも肯んせそ故を以て將
 さに兇器を携へ劫奪せんとす君之を聞き單身馬に鞭ち馳て該地に至り之
 を鎮定せり同年五月若森縣權判事となり裁決流るゝか如し而して又更に
 若森縣大參事となり明治五年新治權參事に擧げられ同十一月新川縣權參
 事に出て同六年進んで參事となり六等判事を兼ね爰に治下多く一向宗信
 徒たり君乃ち頑固を和らげんと欲し千金を擲つて一の念珠を購ひ應に
 出入する毎に之を手頸に纏ひ而して荏苒其頑固心を和らけしとぞ實に君
 の如きハ機を見るに敏なるものなりと謂つへし此時方に地租改正に際し
 地價の附命其宜しきを得後來米價下落せしと雖も地租の輕減を唱ふるも
 のなく民其徳を慕ひ轉任後も來訪するもの絶へざりしとなん明治九年新
 川縣廢せらるゝに會ひ官を罷めらるゝと雖も幾くならそして宮城縣大書
 記官に任せらる時に政府より國庫金を借り不毛の地を人民に開墾せしめ
 大いに民利を起せり明治十三年内務省に入り少書記官となり十四年正六
 位に叙せられ大藏權大書記官に轉し十八年大藏省の參事官に任せられ廿

一年勳五等に叙せらる噫君の如き往時の齊藤道三の右に出つると時世と徳とを以て評論せし遠しと謂つへし

池田榮亮君之傳

炯々たる眼光穆々たる容姿一見して以て其統禦の才あるを知らしむるもの蓋し縣下唯一の君あるのみ數年前の事なりき或人君を評して曰く君をして若し官海に立たしめしめ勅任官なりと其力量を以て民間に居る縣會の議長となり紳商となり三尺の童子に至るまで尙ほ其風采を欽慕せしむる宜なりと謂つへし抑も君の武射郡千代田村の人々となり英邁剛毅にして大度あり夙に身を國事に委ね或の房總鎮靜組の參謀となり或の太田藩に藩政改革を迫り前後共に殺害に遭はんとせしか僅かに死を免かるゝを得たり今其死を免れし概況を示さん前には捕吏百有余名不意に君の邸宅を圍み宣言するに藩主の命により引致すへきを以て君從容其命に從ひ共に行き將さに佐倉領に入らんとす此時捕吏君に云つて曰く之れより藩主の領地なるを以て縛に就けよと君怒て曰く抑も人を縛する所以の

の逃亡の恐れあれなり我抗せそえて此處に来る何んを縛るを要せんやと遂に成田に至り某旅亭に泊る君思へらく糺問を受くるに於ての潔白の身となるや疑ひなしと雖も其糺問に至るまで起臥を共にする同囚人の曾て余の若しめたる所の惡漢たり我爲めに命を失ふ必せり夫れ今日之れ死するの時にあらそ宜しく逃走して以て后事を處するに如かそと茲に於てか君一策を案し捕吏に云つて曰く已に明日に至れ共の愉快を盡そと能はそ我乞ふ酒食を饗せんと酒氣稍熟するに及んで捕吏又云ふ明日必と縛に就かれよ君曰く諾然れとも賃錢の予の囊中より出を以て駕に乗せしめよ如何吏曰く其賃錢の我か藩主より出つ何んを足下の出金を要せんやと君曰く然らば尙ほ駕料を饗せんと守衛の間隙を窺ひ陰かに從者をして常に鎖しあるを以て其家の裏門を檢せしむ從者歸り報して曰く鎖鑰の施なく手を下そに尺余直ちに開けりと君則ち從者を訓ましむるに暫らくにして彼等必ず手を尋ぬへし其時の圃に行けりと告げよ其次に入湯したりと告げよとの數語を以て徒跣山中を歩し未明垣を越へて親

威某の家に入りたりしも追捕の憂あるを以て坐暖まるに暇あらそ倉々居
 を轉し晝寝ね夜に出て各地に潜伏し終に東京に入り此危難を免れたり其
 後太田藩に五万石を治むるの三十の吏にして足る然るに今や百三十余人
 の吏員を置くの過多なりと陳し忌諱に觸れ十閱月の久しき鉄窓の下に繫
 かれ將さに毒殺に遇ひんとしたりしか親戚の盡力により漸く死を免かれ
 出獄するを得たり時恰かも明治四年の二月にして出獄するや君の敏捷な
 る腦漿の乍ち時勢の變遷を看破し或の師を雇ひ或の京濱に遊んで鈴木彦
 の進瀬脇壽人英人ペレーマクライン、米人ウイリヤム等を師とし英學を研
 究す時に郷里會々使を馳せ告ぐるに嚴父の大病を以てす君直ちに装を整
 へ途を佐倉に取り佐藤舜海氏を伴ふて歸家したりとぞ嗚呼何ぞそ夫れ裕
 々たるや時の縣令柴原氏深く君の才識に感し擧げて學區取締に用ひんと
 せしも當時君の胃中一に氏の施政と好まざるを以て固く拒んで受けさり
 しか慰諭止まさりしを以て其任を受け管内六十三校を巡視し狀を具して
 直ちに辞任したりしに翌年復た君を學區取締に擧げられたり此時君江口

氏と建白して曰く學制頒布以來年に二回の試験を行ふ制規なりと雖とも
 未だ學務課より吏員の出張して試験したることなし之れ有名無實にして
 兒童の獎勵とならざるなり乞ふ臨席して試験あらんとを縣廳其議を納
 れ吏を派して試験せり之れ則ち山武小學校に縣官の臨んで試験したる創
 始にして學術を進歩せしめたると勘からず同年代議人に撰ひれ十一年第
 九大區々長に任せらるゝや能く事務を整頓し郡區の制に更まるや他區に
 先を以て事務の引繼を結了し復た任官の恩命を忝ふしたりと雖も固辭し
 て受けそ十二年縣會議員に撰ひれ十三年副議長となり次年遂に議長席を
 占め今日に至るまで依然其職を襲ひ茲に通常縣會の議長となる九回且つ
 本年二月の如き千歳の一遇たる憲法發布式に參列し之れを宮中に拜觀
 したり君亦巨資を公益に投し賞狀賞盃積んで山を爲そ彼の壯麗なる池田
 尋常小學校の如き即ち君の建設するところなり然り而して君の主義を問
 へん民權を尊ひ自由を愛し國の自治獨立を重んそ其反影として顯ひれた
 るもの十二年に同志と東京兩國中村樓に會して國會開設の請願書を政

府に捧呈し或は千葉に櫻井氏を助け總房共立新聞を起し或は主となり房
 總新聞を發刊し亦は大倉澁澤山中等諸氏と日本水産會社を起し人見高島
 色川等の諸氏と利根運河會社を起し伊能安井の諸氏と総武鐵道會社を起
 し岩崎澁澤奈良原高島小野織田鈴木の諸氏と印旛沼蔬水工事の計画に盡
 力し此他諸會社を設立し或は頭取となり或は理事となり或は委員となり
 以て國益の事業を爲したる事故擧るるに違あらざるに近年政治上の軌
 轍よりして君の一身上を攻撃するもの少しく輩出したるか如しと雖も之
 れ恰かも高木の風に遇ふと均しく上流人士の嫉妬風に遭ふの免かるへか
 らざるの數にして君か今日の榮地に坐して此風に遭ひざらんと欲するも
 蓋し能はざるなり之れを要するに山武同好會員諸士か第五區の候補者に
 君を推したるの實に其當を得たるものにして非會員諸士にありても予の
 一犬虛を傳へて万犬之れに習ふとか云ふ如き轍を履まざらんとを望む

板倉中君之傳

本縣人にして名を天下に轟したるものなきにしもあらずと雖とも高砂小

錦の諸氏の腕力を以て鳴り西村成川の諸氏の身を官海に浮へて鳴り花香
 櫻井の諸氏の身を園圃に繋かれて鳴り池田氏の商を以て鳴り而して君の
 三寸舌を以て鳴る君幼名を清太郎と云ひ長柄郡關村の人安政三年十月に
 生る人となり智謀風采あり父を板倉周司と云ひ祖父を板倉五左衛門と云
 ふ共にも漢學を以て郷黨に鳴る幼時漢籍を家庭に受く祖父没し父他郷に
 出るや君從兄の家に養ひれ戸籍を謄寫し居れり時に宮谷縣吏江上某戸籍
 の編製を督し來り一絶を賦と君即時之れを和と某歎稱して措かず君を伴
 ひて歸應し資を給し以て宮谷縣の學校に入る君時に年十六幾ならして
 宮谷縣廢せられ木更津縣を置かるゝや某氏官を罷めらる君亦た其餘響を
 被ふむり卿里に歸ることゝのなり又同七年千葉に出て親戚某の家に寄食
 し日々爲となく居る數月然れとも君元より一の書籍を携へて偶々其家
 にあるところの二三の法律書を繙き其快味を覺へ遂に之を耽りしとど傍
 ら私立中學監督學舎に入り業を授け又詞訟代言の事を執る此間識らる知
 らる君遊蕩に染まりたり之れ無錢家か有錢家と變るるに際し一度の踏ま

さるへからざるの嶮坂にして其容易に昇るへからざるを知りて之を改むるの蓋し尋常人の爲し能はざるところあり矧んや君の早くも時勢の變遷を察知し三百代言に甘せよ代言の業務を以て得たる金圓を貯蓄し以て東都に遊ひ箕作矢代大井河津福田等の諸學士を師とし或は明法學舎に入りて法學を研究したるに於てをや明治十三年代言試験を受け之に登第し免許を得同十五年免許引續期限の効を失ひ更に試験を経て再び代言人となれり然り而して君が外に對して芳名を顯はしたるは明治十七年自由黨の大坂の大會に際し大に板垣氏と其解散の不可を論し或は歐遊館の演說會に雄辯を奮ひ或は千葉に富松正安大坂に大井憲太郎等諸氏の弁護を爲したるに基き内に對しては明治廿一年十一月千葉通常縣會に地方税預換の建議案を提出し東海派議員の賛成を得議場を通過せしめたるにあり又君の政治海に身を入れ其職頗る多し則ち公に長柄郡撰出の縣會議員又は千葉町會議員を務め私に東海新報主筆大同俱樂部千葉選出の常議員東京俱樂部常議員等を務めり茲に君に一言の贖辭を呈せよさる君が常に

情實の弊を嫌惡と云へる言語と行爲とが符合せると之れなり何を以てかく云ふ曰く大同團結派に政社論者と非政社論者とを生し相分離したるや君身を挺て之か調和に當り大井氏と激論數刻議遂に合はざる各其探るところの派に入りたる之れなり夫れ大井氏と君との師弟の干係あり私交上に於ては實に密にして大井氏が大坂事件にて鐵窓の下に呻吟するや同氏の家族を顧みると甚だ厚かりしと雖も然れとも社交上に於ては斯の如く讎敵たるかと吾人の腦髓を迷はしむれはなり聞か如くんは氏の明治二十三年の初期の衆議院への東海派の候補者となり第五區より出るなりと若しも衆議院をして單に經濟の一点のみと議するの所たらしめは漁夫にても可なりと雖も苟くも一方に於ては法律の制作所たらしめんに法律家の議員が緊要なると論を俟たせ故に君の如きは該員に適當の名士と謂ふべし然れとも一步退て深く考ふれば轉た慨嘆に堪へざるものありその他なし選舉區の恰かも弓に於ける矢の如く議員を擧ぐる一の器械たるに過ぎざるべしと雖も又た全國より平均に代表者を網羅するの精神

なるへし加之のみならず一方より觀察をせられ第五區の東海派に名士なく君も又た同地東海派を眼下に置くの嫌ひなきか幸ひにして此嫌ひなくれり予の君及び同地東海派の人々に充分他の候補者と競争して雌雄を決せられんことを希望に堪へざるものなり

櫻井靜君之傳

憲法發布後に始めて民權説を唱へ始めて國利民福家と化したるもの眞正の心より出てたるにあらざるなり君の如き正に之れを稱して眞の民權家と稱せべきか抑も君の安政四年九月十日を以て香取郡に生れ武射郡小池村櫻井家の養子たり人となり穎敏にして大志あり常に大業を企つ然れとも其企つるところ多く時期に先んじ種子を蒔き収穫と人に與ふるの感あり君始め宮谷縣租稅課出仕に擧げられ後ち木更津縣租稅課出仕となり千葉縣出仕に轉せり而して其職にあるや能く事務に勵精し慰勞金を賜ひる明治六年官を罷め茲に十有四年一日の如く或の民權を主張し或の國益を謀り爲めに生命財産を擲ちを吝まざり君明治八年士族授産の方法を建白し

指令書下附に際し別號の名稱を用ひたる事發覺し十日の拘留二圓七拾五錢の罰金及び土浦に二十日の宿預を申付られ其歸途常州牛堀村の某旅亭に泊し一錢の所持なく着服せるところの衣類を脱し贖ひんと乞ふ同客之れを慰れみ集めて圓余を給ふ茲に於て君漸く歸家せざるを得たることありしと同十二年君又説を爲して曰く本邦府縣會を開説されたりと雖も地方一小部分の財政を下問せざるに過ぎず吾人平民社會の参政權の國會を設立せざるにあらざるの完からんと檄文協議案等を印刷し全國の府縣會議員及び有力家に發贈し或の同志のもの三百名余を東京兩國の中村樓に會して地方聯合會なるものを設け本部を東京有樂町に置き以て全國各地方の一大團體を組織せんと謀りしか政府より治安に妨害あるものと認められ解散の命を下されたり然れとも君等理由の明示なきを以て其命令に應せざりしかり不應爲の罪を以て罰せられたり同十四年の國會開設の勅詔たるや陛下の愛民の意旨に出て賜ひたるものなるへしと雖も抑も君等か國會開設の建白に演説に新紙に以て政府に迫りたることと決して疑ふへ

くもあらざるなり彼の民権主義を執り正議公論し政府の忌諱に觸れ發行を禁せられたる総房共立新聞の如き君が主として設立したるところのものなり君又徴兵忌避の弊風を洗除し士氣を振作せん、に兵士を優待するにありと徴兵慰勞義會なるものを設け廣く資金を募り免役者に資金として金圓を贈與せんとせしか陸軍省より聞届けられさりき其今日に至り我千葉縣下等に該會と目的を同ふざる義會か公許されたるの時の後れたるによるならん要するに君の企圖たる實に悪からざりしのみならず嫌疑をるの兵卒に勇進して服役せしむるの効あるへきか明治十七年歩兵科學校を設立し陸軍の士官を聘して之れか教官に充て卒業者の在役一年にして歸休の特典を得せしめんと出願せしに陸軍部内の賛成を得しも文部の特權に波及する云々にて之亦聞届けられさりき同十八年眞理實行論議場の駈引心理哲學人王表等を著し又武射郡より縣會議員に擧げられたり同廿年移住民調査として渡米し飯朝の後ち移住民會社を設立し大ひに富國の計畫を爲せしか許可を得ずして其勞水泡に飯したりとなん下りて廿一年

千葉縣會の軌轢を地方税預替の可否利害にありと稱し之に藥劑を投して以て治療せんとしたりしか其効を奏せし予の信をそか軌轢の原因にあらざることを若しも君の説の如くん、今や東海派と房総派と相分離するの理なしと雖も決して其競争の止まざるへし之れ其好結果を得ざる所以なり然れとも其意思に至りての眞に嘉みしへきものあり同年又中立黨を組織せしか其勢力尙ほ微弱なるか如し茲に於て讀者の知るならん君の憲法の發布に邁ひ俄かに民權家となり以て人心を買ひんとするの人物にあらざることを如何せん第五區の縣下著明の房総派東海派の戰鬥場にして殆んと東海派と房総派を以て埋め中立黨員少なく中原の鹿二派中の一に落ると信それの轉た悲想の念を生し斷たんと欲するも能はざるなり

江口平兵衛君之傳

誰れか詞多きもの品少しと云ふや余の君に於て其不當なるを知る抑も君の天保八年十一月千葉郡野田村に生れ幼名を三枝政四郎と云ひ幼時書を齋藤卷石に學ぶ人と爲り英敏にして社交に長せり年十六の時江口家の

養子となり十八才にして家を嗣ぎ家政を整ふ明治四年始めて宮谷縣より第四區兼副戸長に任せられ後ち或の第四十六區第三番飯戸長となり或の第八大區二小區戸長となり或の第廿三番中學區内取締兼第八大區醫務取締となり或の地方衛生會委員となり或の公立山武二郡の衛生會委員となる然り而して君か山邊郡選出の縣會議員となりたるの明治十二年にして今尙は勤續せり此間改選に邁ふたること三回常に其撰に當る且つ縣會に於ての常置委員たり故を以て公務に身と支へられ自村の盛衰に意を傾くるの機會なし彼の近郷に有名なる金谷郷村對大和田村原野訴訟事件の如きも明治十七年原告たる自村金谷郷か敗訴の判決下りて後ち始めて其顛末を審かにし憤激措く能はざる自ら奮て控訴の任に當り且つ衆を勵まして曰く斃起を共にせしと有志者と彼れに馳せ是れに赴き滿腔を擧げて訴訟の一点に投したる如き以て証するに足る然れとも不幸にして再ひ曲者たるの裁判を下されたり此時や其敗訴したるにも拘はらず期せしめて村民激動し大審院に上告せしに同院の破毀したるを以て尙は進て第二の裁

決を仰き憤進一撃の下に彼れを敗らんとせしに圖らざりき三度敗報に接せんとの此秋に方り衆の悲愁憤激の愈其極に達し再ひ大審院に向て上告し同院の直決を以て今や落着の運ひに達せんとす若し此訴訟にして上告人の勝訴とならんか茲に入ヶ年の久しき權利と伸張して屈撓せざるの君の方多きに居れり効を君に歸するも何人も之れを異議するなかるへし夫れ如此長月日の中に又一事件の起るの免かるへからざるの數にして君をして其意を訴訟の一事にのみ専らにせる能はざらしむるの一事こそ起れりその何ぞ我縣下政治上の軌轢日に甚しきを加へ明治二十年終に顯然なる黨派と生し一と東海派と云ひ一を房総派と云ふ君の則ち此房総派にして其巨擘たり而して縣會議場に出づるや能く自黨を調停し縣下の民福を計り切論するに至りての傍ら人なきか如し君又頃日池田榮亮其他の諸氏と東奔西走して山武同好會と名つくる一團の結合体を組織し政治上同地急進派の反對に立て運動せり則ち公にありての至難至艱の競争場理に立ち私にありての法廷審判の情況を聞き將來の方法を議する等概ゆる事

物の凡て君か一身を圍繞し又他事を顧みる能はらしむ嗚呼家人をして精神の勞役と身体の健康とを氣付はしむるも偶然にあらざるなり焉而して天亦た此人を助け毫も恙なく事に衝る毎に志氣益爽快を覺はしむるとの豈に勇壯の至りならずや其言に曰く余の過去の如く否過去よりの寧ろ激烈なる衝に當るを期すと蓋し君も又縣下の俊傑なるかな

高橋喜惣治君之傳

立木村の喜惣治と云への遠近の老幼皆其富豪家たるを知ると雖も民權家の高橋と云への舊自由黨員たるもの、如く認め改進黨員たることを知らざる之れ蓋し君か縣會に於て東海派の説を贊せしに基因したるものならんか抑も君の嘉永六年六月南総上埴生郡立木村に生れ人となり温良恭謙犯さへからざるの風あり性文學を嗜み専ら心を歴史に留め英雄豪傑節婦義僕忠臣の事を談するを以て樂みとて學を織本履道那河通高嶋田重禮等に受け漢籍に詳しく紫海捨艸等の著あり明治八年山田敬藏白井喜一郎等と謀り嶺田楓江を聘し乃有學舎と稱する一の私學校を設け以て人材を陶冶し

同十四年四月京坂及四國九州地方を漫遊し到るところ名士を訪問し時事を談し同年十月國會開設の大詔下るや白井喜一郎幹義郎等諸氏と謀り正黨會を組織し政事の得失を談し法理を研究し又の私擬憲法を起草し大ひに人智を開發したり明治十七年上埴生の郡民一同連署して元老院へ農民の困弊したる原因を陳し以て政費を節減し地租輕減あらんとをとの建白書を奉呈するに當てや君出ての地方長官に面晤し入ての郡民に謀議し其間頗る周旋の勞を執れり今君か就職したる事蹟を擧げんに維新前にありての年十五にして鶴牧藩より擢けられて長柄埴生山武夷隅五十有八ヶ村の大庄屋となり維新後にありての其木更津縣を置かれ區畫の制定するや第三十九區第一畫戸長に擧げられ未だ幾らとして第三十九區内育兒取締役となる爾來或の第七大區の地租改正惣代人となり或の第七八大區の區會議員となり或の第七八大區四小區の戸長となり二回縣會議員となり千葉縣勸業諮問會の會員となれり夫れ如此君の維新前後に跨り公務に攻撃せられ閑散の地位に立つこと能はざるなり夫れ然り宜なり哉第六區の有

志者の擧ぐる處となり其候補者となるや

板倉胤臣君之傳

君の天保十一年十一月二日を以て長柄郡茂原町に生れ家世々土地の名族なり父を任他郷と云ひ杖學俱に備り郷黨稱して名士となす君の則ち其獨子にして天資慧敏豪膽落々細事に拘泥せず大節に臨み決斷甚た速なり曾て贊を春田九皋に執り后を芳野金陵に隨ふ又長野文炳等と文事を以て交り傍ら書画古器物の鑑定を能くそ讀書句讀を修めそえて大意に通そ夙に心を國事に傾け清川八郎氏と深く相結托し大義を説き名分を唱へ勤王を以て自ら任し四方に流遊せると年あり又屢々江戸に往來し交を諸藩主及脱藩浪士の輩に結ひ傍ら同郷有志と語らひしに漸く幕吏の注目せる所となり衆皆君か爲めに之れを危ぶむに至れり君も又自ら悟るところあり後ち名を商業に假り竊かに勤王の説を首唱せり明治戊辰の役官軍東下ると聞き名村寛一郎氏と謀り先鋒總督を駿府に迎へんとせしか機に後る、數日にして果さそ時に池上本門寺先鋒總督の假陣營たり君往て參謀に面

し平生の持論を陳そ意見頗る周到にして能く時事に適し參謀をして賞嘆せしめたり以後屢該陳營に出入し疏を上る數回參謀諸士益之れを奇とす當時房總の諸藩方向未だ定らそ動もそれの順逆を誤り幕府の援を爲そ此を以て柳原前光卿東海道鎮撫副總督となり房總常の三國を巡察せるや君之れか嚮導たり房總の諸藩皆な風を望んで歸順そ之れ蓋し君か其始めより大義に基き名分を説き方さに房總三州の木鐸となりし力最も多きに居る其後亦た各地潜伏の匪徒を驅除せる等専ら王事に勤勞せり明治元年七月房總總監察兼知縣事柴山文平上總國八幡宿に來り内命を奉し故らに氏を招致して屬官と爲さんとす君遂に之を諾そ即ち以て政畧の顧問に備へ他府藩縣との交渉事件の勿論傍ら訟獄を斷せしむ其判決たる公平にして速かなると流るゝか如し又新庄佐藤中野の諸氏と謀り徵租か澁滯し易き其弊の因て來るところ番に人民にあるのみならず胥吏等幕幕の迷夢未だ全く覺めそして隱然幕に黨するに之れ由るなりと長官に迫り大ひに任免默涉を施さしめ縣政を釐革せり後ち常州龍ヶ崎及下総香取に支廳を置

くに當り該地の最難地の所たるを以て特に君を撰んで赴任せしめしに遂
 に其反て治め易しき土地より平穩にして事務の擧りたるを以て房総常
 の間君か材幹に服せざる者なきに至れり是より先き君が草奔より出て幕
 府を佐けし身を勤王に任せしを以て屢佐幕黨の爲に窘迫せられ爲めに死
 に瀕せんもの數回なりしか君が豪胆なる精神の毫も屈撓の色なく益々其
 持論を擴張し久留米藩士姉川英藏氏に就て書を大総督に上り後ち又中野
 平吾等と共に上書を齎し行政官に至り辨官に迫る其意先帝の遺詔を繼ぎ
 大に献替せるところあらんとせりと云ふ嘗て一日房総鎮靜組の首領信田
 某其属伊志田某なるものを馳せ巧みに君の親戚某を説て父任他郎を以て
 佐幕の黨に加盟せしめんとす君怒て曰く不肖王家に勤勞を固より臣下の
 分あり奚んそ其父をして賊黨に陥しいるに耐んやと又尊王卑霸の正義を
 陳し大喝一聲して曰く去れ汝も又賊なりと之れを叱り其人悄然として去
 る此一事を以ても君が當時の一斑を伺ふに足れり同四年九月柴原和代て
 宮谷縣權令となる幾許もなくして君骸骨を乞ふ再三翌年に至り即ち許さ

る辞職後横濱に遊び英人某に従ひ専ら英語を修む遂に意を洋行に決し理
 財の學を修めんとせしも父之れを許さず強て郷里に歸らしむ同六年今の
 千葉縣に轉し同七年七月本縣大小區の制を改め長柄上埴生の二郡を第七
 大區と稱するや柴原縣令再ひ君を召して副區長に任じ献替頗る多く又地
 方自治の要と民會の利あるを主唱す戸長會を開き新聞購讀を勵獎する等
 實に民治に熱心せり尋て代議人に擧げられ縣政に參與す其議場にゐるや
 議論明晰殆んと議場を風靡せしむ后六七二大區を合して夷隅郡長者町に
 大區扱所を置く君又副戸長となり該所に赴任す明治九年一月之れを分離
 し單に第七大區と爲し長柄郡茂原町に扱所を設く氏之か區長と爲り大小
 區會を開き伍家組合の制を設け延て町村會に及ぶ又教育の制を中學に模
 倣したる一大私立贊化學校を茂原町に設け土地の子弟か小學卒業後の教
 育場に供せり故に人智の開發他大區に超越せり是を以て柴原縣令深く其
 職に適ふを嘉みし更に山邊郡の一圓即ち第八大區の區長を兼ねしめたり
 而して其大區扱所を本納驛に移し傍ら地租改正の事務を総理せしめしか

治績の美獨り千葉縣の模範と爲るのみならず他縣も漸く之を模倣するに至れり後一等區長に進められ縣會にありての衆議員に推選されて幹事長に擧げられ明治十年の冬偶々父の大故に遭ひ職を辞す其間家にありて力を村政に盡し大ひに改革するところあり専ら土地の福利を謀り殆んど間隙なきもの、如し明治十一年區畫の制廢せられ郡區の制度に改まるや君又望陀周准天羽三郡の郡長に任せられしか奉職僅かにして辞任す時に國會開設論世上に起る君之に卒先し縣令に由て該會の速に開設せべき理由を獻言す明治十二年縣會の開設さるゝや君の長柄郡選出の縣會議員となり縣會に於ての議長に推薦せられ千葉縣商法會議の議長を兼ね是を以て君か名漸く江湖に喧傳するに至れり翌十三年議員を辞せしか再選され常置委員兼衛生委員となる同十六年四月決然之れを辞し専ら家務に従事せんとせしか明治十年以來政府の紙幣を増發せるの害毒頻りに民間に及び人民の日一日と衰耗して危殆に陥り終にの救済するに道なきに至らんを憂苦し家に止まると能はんと縣令船越氏に書を裁し又の面接して屢之か救

護の事を迫る船越氏曰く縣廳準備の余財あるなく土地生産に餘利を生じ可きものなきを如何せん又曰く願くは子か臂力を盡し其救済法を求め以て成し得らるゝ限りを盡されんとを縣廳亦力を此点に用ゆへしと當時君の數十年間國事に資を投し爲めに資殆んど余なきに至れり其餘資なきの日に際して尙ほ縣下人民の困弊を救済せんと故に進退維れ谷り其救済法に力を用ゆへきの餘地なきも君の銳意濶闊なる自ら其勇を鼓し更に新債を起し思らく民力を發育せしむるの土地に生産力を増加せしむるより急なるのなしと從來熱心なる養蚕の事業を長柄上殖生を始め延て本縣下各地に奨勵勃興せしめんとして自ら數町歩の畑に桑苗を作り越ねて同十八年早春雪中を踏んで福嶋宮城栃木埼玉群馬神奈川其他の各縣養蚕地を周遊し之れか飼育の方法及び桑苗の栽培の原理を究め之れを販賣貸付するの道を開くことを得たりと云ふ明治二十年千葉縣勸業諮問會に於て管内一般に桑苗貸付を同志者數氏と建議し其議行のれて更に縣會の可決する所となり同年度に於て其實施を見るに至れり又縣令船越氏に縣下各地

に養蚕傳習所を設立せんとを建議し是又縣會の可決する所となりて忽ち實行せられたり夫れ斯の如く氏の殖産工業に付ては縣下に適當と思惟せると細大漏そなく之れを誘導獎勵して耕作物の改良否な因弊救濟策に汲々たり同年政府醬油稅則を頒布せらるゝや氏長柄上埴生兩郡醬油製造者七十余名の惣代となり元老院議長大木喬任氏に該規則の改正建議則ち檢査法の當業者に適當せざる理由を陳したり依て案するに昨廿一年を以て檢査法の改正せられたる趣意蓋し君等が曩に建議せしものに基つきしなるへしと思惟せらるゝなり同十九年春君又地方運輸の不便を憂ひ之れか便益を圖らんとして福嶋縣下に遊ひ馬匹數十頭を購求し同地に行はるゝ荷馬車に摸し十數輛を製造し之れを西方千葉寒川曾我野濱野八幡等より東南一宮長者町勝浦等に往復せしめ地方人民に初めて荷馬車の便利たるを知らしめ本線に數百輛の荷馬車と望陀周准天羽三郡に數百輛の荷馬車を見るに至らしめたるは蓋し君の賜なりと云ふも敢て溢美にあらざるべし同十九年縣會議員半數改撰に際し板倉中氏夜半人車を馳せ來りて曰く

今や我が縣會に情實の弊行なはれ正理通せむ公議用められと輿論之れ塞り今にして此積弊を匡正せんとんは縣下人民の不幸これより大なるはなし乞ふ縣下公衆の爲め憤起盡力あらんとを且つ此事たる予が一已の意に非らんとして有志者數名の代理たるの言なれは必ず信認あらんとをと述へられたりしに君が固有の義氣の忽ち勃興し良心をして速に許諾せしめたり此時君深く板倉中氏と前途を相約して曰く予兄等と共に誓て彼れ姦猾民衆を危ふするの輩を廢滅せざる限りは死とも瞑せんと再ひ縣會に入常置委員兼衛生會委員となれり而して縣會にありては主として勸業殖産の進歩縣治の改良道路の開鑿教育の進歩等に盡力したるものゝ如し明治十九年九十九里及び夷隅東房等の沿海近郷の人民旱天の爲め食料の欠乏を告げ衣食甚だ窮せるを憂ひ専ら馬齡薯の栽培を獎勵せりと君が精神公衆を救護するに熱心なる感謝するに餘りあり同十九年縣下の殖産を獎勵する目的の爲に房總會の設立あるや其幹事となり始め會員五百名に過ぎざりしも永田高梨の兩氏と會員募集に諸方を巡回して忽ち三千餘名の會員

を得たり同廿年井上大臣の外交政略の失當諸弊排斥及び地租輕減の意見を政府に建白せり同十月選りて第一高等中學設置區域内輕費豫算議定會議委員となるや出京するに先たち豫め佐久間石田の兩議員と相約して曰く本會の會議たる東京府と本縣との外に設置上に付き將來利益あるものなくん此事に付て我輩等辨論を費し反つて他縣委員の嚮望を欠きなり縣下人民の不利にして得策ならざるへしと必要の言にあらざるより黙したりと果せるかな東京府の其原案より其經費を増加せられ本縣の其原案より其經費を減せられたり此事たる君等の老練にあらざるより其案を係る名案を考へ以て此の如き功を奏するを得んや然るに君等を沈黙議員なりと嘲り我か千葉縣下百二十萬の同胞に不名譽を被むらしめたりと憤ふるものありと聞く之れ蓋し其結果を見て其原因を知らざるの罪に座を可しと雖も人を批標するに能く其原因結果を探究して後に可きものなり其冬又學校教科用書議定會委員となれり同廿一年十一月板倉中氏か通常縣會に地方稅預け替の建議を提出し其目的を達したるに君與て

力多し又君の縣治の改良に汲々として寸暇なきにもかゝり先には總州鐵道の敷設を賛成し後に房總馬車鐵道會社を設立し許可を得今や工事に着手するの運ひに至れり其茲に至りたる君か奔走盡力實に名狀をへからと又君の明治十五年長柄郡上埴生醬油業組合委員長となり同十六年同上茶業組合委員長となり同十九年同上蚕絲業組合委員長となり同上殖産集談會々頭となる茲に於て讀者の知るならん乃ち君か精神の確實なると公益の爲め進んで退くことを知らざると私利を捨て、公利を重んずるとを矧んや君の世故に練れ經驗に富むに於てをや實に第六區正義派諸氏の君を措て衆議院議員候補者を果た誰れにか求めんや

木村理左衛門君之傳

君の弘化元年九月廿四日望陀郡戸崎村に生れ幼名を丘司と云ふ人となり深沈にして材略あり年十八才の時木村家の養子となり後ち家督を襲ひ名を理左衛門と改む明治三年名主役となり幾ならずして名主の稱廢せられ木更津縣となるも依然里正を勤め戸籍の編製に土地の丈量に日夜勵精し

經費を簿ふし以て民の負担を輕ふし大ひに名望を博したり同十二年初期の縣會に望陀郡より選まれて議員となりしか故ありて後ち其任を辞したりしも十五年半數改選に際し再ひ其選に當り縣會に出て常置委員豫備員となり十六年三月遂に常置委員となれり爾來改選に遇ふ屢々なりと雖も能く其任を全ふし廿一年四月再ひ常置委員の選に逢ふも意を同僚に示し辞任したりとそ夫れ君の房総派の巨擘にして其論や正確常に多數の賛成を得て議場を通過そ且つ君か議場の駈引の老練なる縣會創始よりの議員たる名に愧ちざるなり昨廿一年君又思らく地方を富ましむるの殖産を振興するにありと有志者と共謀し総蚕社を望陀郡岩手村に開設し推されて其社長となり養蚕傳習所の以て傳習生を傳習するに任し其他桑苗の改良に蚕種の改良に盡力せり眞に美談と謂ふべきなり聞く第七區の衆議院議員候補者の君なりと予の君か初期の帝國議會に顯ゆるを信して疑はざると同時に同區に於て適當の名士を候補者と爲したるを喜ぶものなり

吉田謹爾君之傳

君の嘉永三年三月長狹郡鴨川町に生る人となり寛仁にして大度あり今君か今日の榮地に昇進したる來歴を掲げんに明治五年始めて木更津縣第二十三區二畫戶長となり同六年第二十三區々長となり同七年千葉縣第二大區副區長となり同八年第一二大區副戶長となり同年四月第二大區の代議人の選に當り同九年第二大區々長となり同十一年再ひ代議人の選に當れり此間の即ち維新草創の際にして事務多端加ふるに戶籍の編製地租の改正等ありて其煩雜名狀をへからざるに能く事務を整理し昇等したると數回なり又た代議人となりての代議人たるの本分を盡されたり時の縣令深く君の秀才を嘉みし擇て、香取郡長となとや君の治力益顯はれ年を重ねて増俸せられたり同十四年轉して現在の安房平朝夷長狹の郡長となり爾來着々道路橋梁に學事に殖産に衛生に専ら意を注かれ惡疫流行の際に身命を擲つて豫防救治に盡力し狹隘の橋梁の改築して以て車馬を通せしめ道路を修し農談會又の比較會を設立して大に殖産を振はしめ學事の如きも他郡に比し隆盛なり就中感賞をへさる町村分合に一の紛議を生せざ

ること之れあり其治績上より觀察すれり政令普ふして曾て里正たりし時と異あるとなし以て君の齊民の才量に富めるを推知するを得へきなり且つ官治事務に勵精し慰勞金紅帛等を賜はりたること屢々にして位從七位に叙せらるる蓋し君の如きり治下の増加するに従ひ益善なる政治を施し得るの人なりと謂つへし

安田勳君之傳

縣下政治上に熱心なるもの其人に乏しからんと雖も才學兼備氣象活潑事に當て屈せざるものに至りては實に僅少なり而して其少數中に在りて尙は録々の聞へあるもの蓋し君の右に出づるものなかるへし抑も君の房州有名の舊族にして其先の藤原氏に出づ降て祖近江守榮滿なるもの源頼朝石橋山に敗れ房州に潜伏するや大に民兵の募集に盡力し其賞として長狹郡上村に高千石を賜はり房州北部の要地を領したり今の嶺岡山の即ち其舊邸趾なり足利尊氏の時に至り祖先榮則命を奉して祠官となり後ち元龜天正年間里見氏の優待する所となり大に國事に奔走し名聲甚だ高かり

しか里見氏の滅亡と共に家聲を落し世々祠官を襲ひ時勢の變遷に伴ふて維新の際に至り一般の改革と共に種々の特權を失ひたり君の則ち四十一代安田榮存氏の長子にして嘉永六年六月大山村に生る母の永井氏なり君三才にして母を衷ひ祖母の手に養はるる祖母常に教育に注意して愛撫措かそ君亦幼にして讀書を好み長して上総の名家嶺田楓江の門に入り尋て東都に遊び岡鹿門に就てひ漢學を脩め大に得る所あり後ち君維新以來社會の形勢一變し泰西諸國の文物制度に通せそんり將來社會に立つて運動する能はざるを早くも察知し洋學を研究するの念勃々として起り遂に岡氏の門を辭して明治四年慶應義塾に入り原書を以て政治經濟等の諸科を攻究し日夜苦學措かそ同九年業を卒へて歸郷そ君の歸郷するや直ちに第二大區の區會議員に選まる之れ君か本縣の政治界に驥足を入れし第一着歩なり同十年第二大區の代議人に當選し縣會に出席そ時に年僅かに二十五才なり然り而して此縣會たる縣令の特意を以て開會せしものにして固より今日の縣會と同じからそ時に此例ありしもの全國僅に二三縣に過ぎ

と故を以て衆員議事に慣熟せしむるも、其の奇異の觀ありしも、君の言論常に議場に勢力を有し、早く議場に頭角を顯し、名聲を縣下に博したり、又十二年の創始の縣會の時の如きも、長狹郡より議員に選出せられたりしか、未だ世故に通せし経験に乏しく、以て其任を盡すを得ず、故に假そに歳月を以てし、退ひて脩むるところありしめ、他日驚鈍を盡して、選舉人諸氏の厚意に報する時あるべしとの意見書を草し、之を選舉人に預付して、其就任を辞し、或の千葉中學又の師範の教師となり、或の縣官となり、學務の事に執掌し、克く其職任を盡したりしが、君感ずるところあり、十五年勇退して、故山に歸りたり、故を以て郡民復た君を縣會議員に擧げられたり、然りと雖も、未だ心に康んせざるところありけん、固く其任を辞したりしか、郡内の有志者深く君に屬望して止まらず、君亦強て辞するに由なく、遂に就任し、爾來身を政治社會に馳騁し、日夜縣民の幸福を謀り、縣治の改良を企圖すること、苦心せり、後屢々改選に遇ふと雖も、常に其任を全ふし、縣會に於ての同僚に推され、再三常置委員又の縣徴兵參事員等の職に就き、議會の信用も亦甚た、勤な

らそ、世人の議場の雄辨家才識家を擧ぐるとき、第一に指を君に屈せざるなく、今や其名聲縣下に普せり、君又夙に改進黨を執り、故小野梓、矢野文雄、島田三郎等の諸氏と交を訂し、房總の間に奔走し、同志を集めて俱樂部を設立し、政社を起し、大ひに改進黨の擴張に盡力し、又同志と計りて、千葉に房總新聞を發行し、反對黨の勢力を抑制し、房總人士の方向を指導し、今日我縣内に粗暴なる黨派をして、其過激を逞ふせしめざるもの、實に君與つて力多きに居る、又演説に巧にして、各地に聘せらる、而して民力休養論、君の持論にして、大に政費を節減し、諸税を輕減し、農民の休養を計らんと、日本の富強得て望むべしと云ふにあり、之れ君の深く農民の疾苦を知るものにして、到る處に聽衆の喝采を博せり、又其政黨論の政治家あるもの、主義を定めて、確然運動を爲さざるべからず、又他黨との競争の深く、徳義を守りて、其範圍を脱せへからずと云ふにあり、之乃ち世上を警戒するの意に出でたるものにして、到る所時事に痛切の評を博せり、彼の今日世上に囂々たる條約改正事件の如きも、君卒先して、斷行論を唱へ、中止論者を駁し、房州四

郡の同志と共に斷行の必要なる建白書を捧呈し且つ東京に地方に行く所として斷行の演説を爲さるるなし又本縣同志者の委員となり改進黨中央部と地方との間に斡旋盡力し毫も勞せる色なし夫れ君の斯の如く政治上に熱心なりと雖も亦蓄産事業に熱心にして曾て房州に蓄産會社を組織し牛馬改良の事を計畫し東京に愛生舎を設立して蓄産の販路を擴張し傍ら乳汁を販賣して生計の一助となせり實に君の如く常に政治上産業上に熱心にして十年一日の如く一身を國家に盡し衆議を排し万艱を忍ひ以て屈せず撓まざる真正の民權家有志家の世上求めて多く得ざるなり宜なる哉房州四郡の有志者が君を推して第八區衆議員の候補者となしたるや編者此選舉に就て大に同意を表せざるを得ざるなり

版權登錄

明治廿二年十月二十五日印刷

明治廿二年十月二十九日出版

正價金十四錢

編述人

中村尙武

東京市京橋區新湊町
一丁目一番地

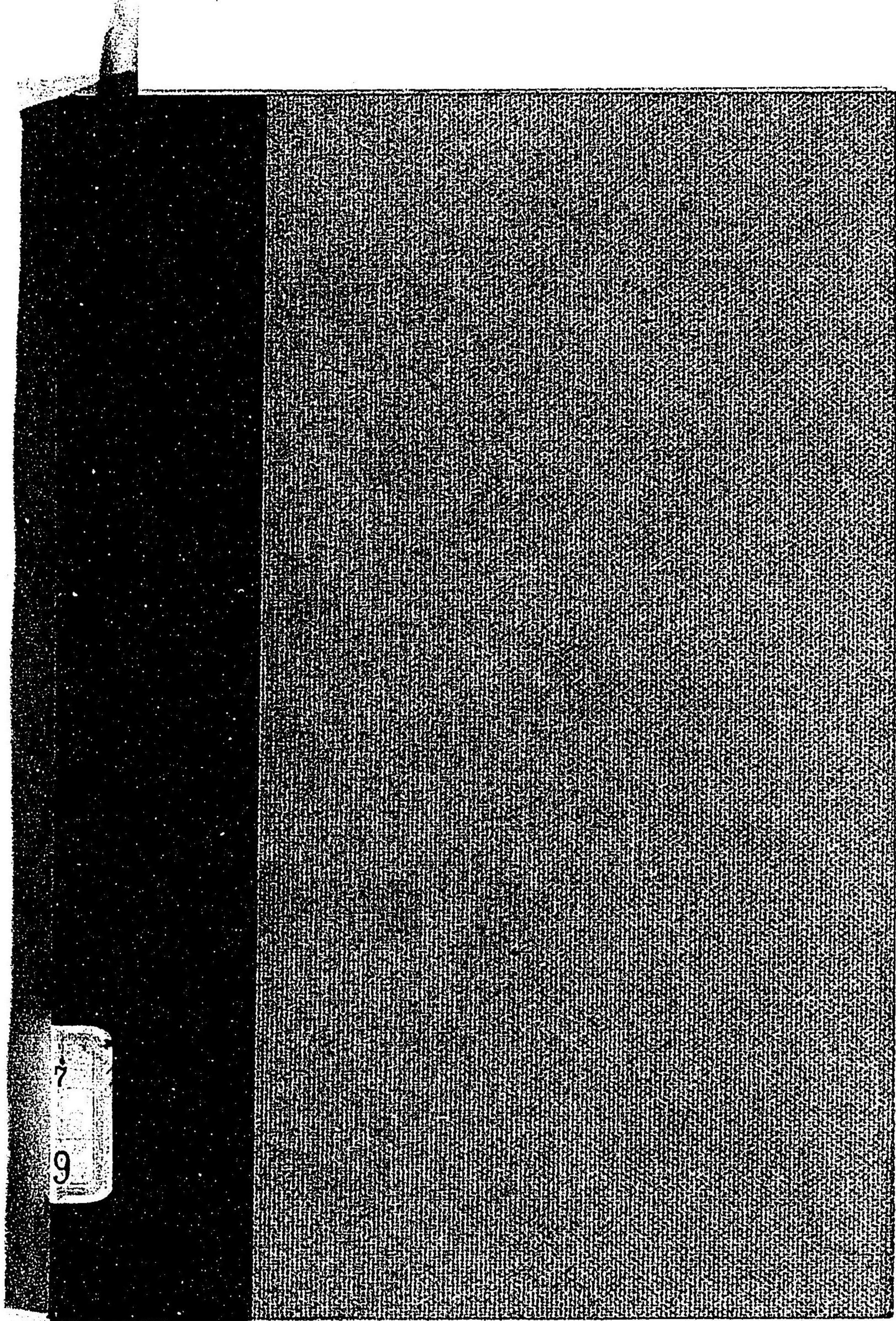
印刷人

齋藤四郎五郎

東京市京橋區新榮町
二丁目一番地



23-95



7
9

秀花名士叢傳
初編

004980-000-6

特17-229

房総名士叢伝

中村 尚武/著

M22

ACE-1756



特
2

